

東松島市営住宅一般公募

入居申込み応募の手引き

【募集期間】

定期募集は、年４回（６月、９月、１２月、３月）となっております。

※空き住宅がない場合、募集は行いません。

◆主な募集スケジュール（変更になる場合があります）◆

募集月	定期募集住宅一覧表 等の配布	申込受付期間	入居可能日
６月	６月１日	６月１２日（消印有効）	８月１日
９月	９月１日	９月１２日（消印有効）	１１月１日
１２月	１２月１日	１２月１２日（消印有効）	２月１日
３月	３月１日	３月１２日（消印有効）	５月１日

○注意事項○

同時に複数の東松島市内の市営住宅に申込みはできませんので
ご注意ください

お問合せ先

東松島市営住宅管理センター

〒981-0502 東松島市大曲字寺前 61 番地 2
TEL：0225-98-7727

【募集概要】

1 申込期間 ~~令和8年9月1日（火）～ 令和8年9月12日（土）~~

2 募集住宅

募集住宅及び間取りについての詳細は、別紙の「令和8年9月—定期募集住宅一覧」をご覧ください。单身の方は、「单身可」住宅のみ申込可能となり、4ページの单身要件を満たす必要があります。

※ 市営住宅でのペットの飼育は認めていません。

（但し、被災枠での入居で一部飼育を認めている住宅があります。）

3 申込資格 6ページ「申込資格フローチャート」をご確認願います。

4 申込方法

~~所定の申込用紙に必要事項を記入し、切手を貼って東松島市営住宅管理センターあてに郵送願います。郵送での申込が困難な方については、土日祝日を除く 9：00～17：00の間に東松島市営住宅管理センターの窓口まで申込用紙を持参して下さい。~~※1 申込用紙記入例は、15ページを参照願います。

~~※2 郵送の場合は12日までの消印有効です。~~

投函する時間によっては12日の消印に間に合わない場合がありますのでご注意ください。

5 入居者の仮確定

（1）入居希望者が1世帯のみの場合

入居資格を確認のうえ入居を仮確定し、入居手続きを進めます。

（2）同一の住宅に複数の入居希望があった場合

申込みが複数の場合は、抽選により入居者を仮確定します。

抽選にあたっては、特に居住の安定を図る必要がある世帯について、当選確率を2倍に引き上げる優遇措置を講じ、抽選を行います。

※抽選倍率優遇世帯については、14ページを参照願います。

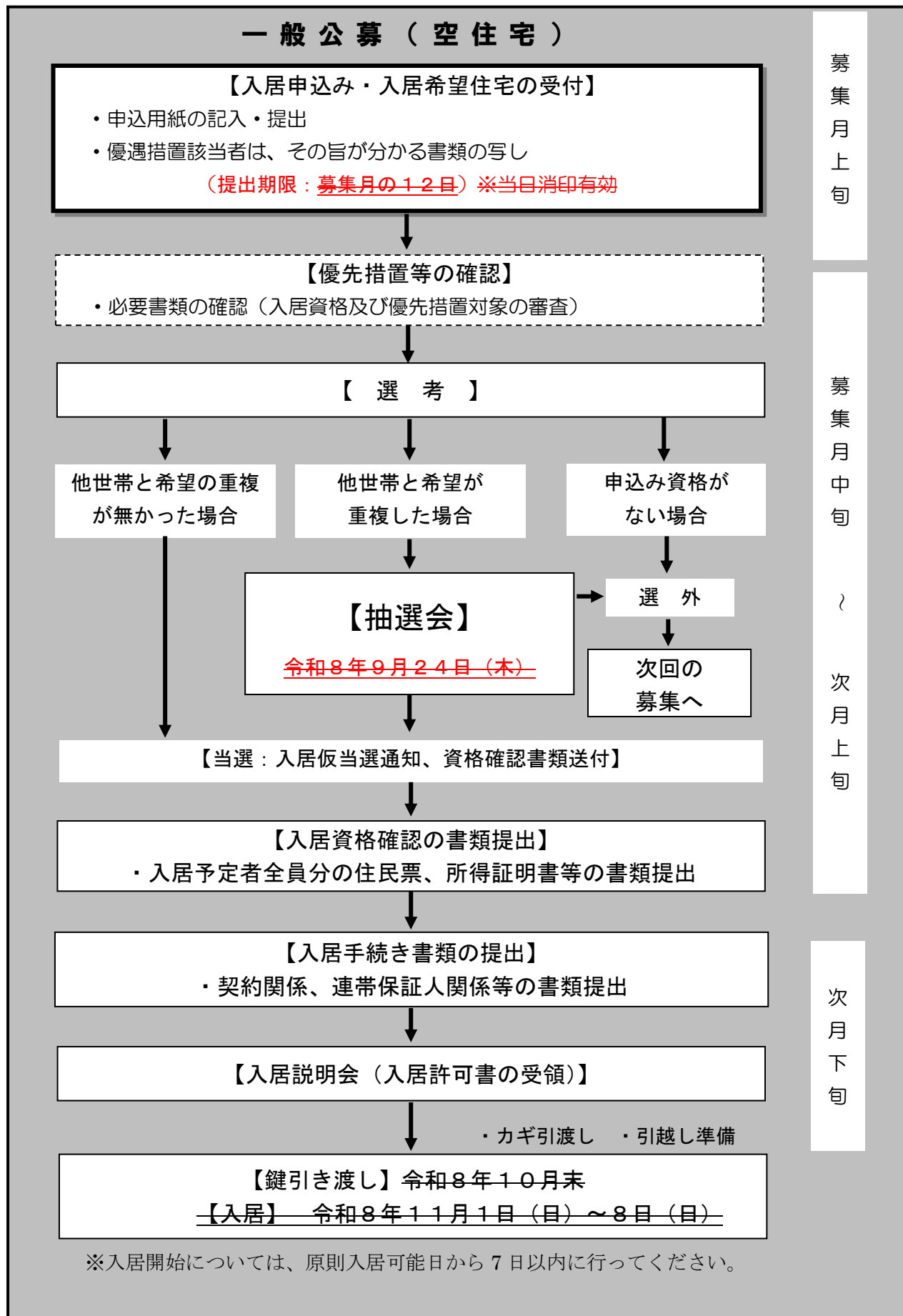
6 落選になった場合

申込みしていた住宅にキャンセル（空家）が出た場合は、登録名簿に登録されている番号順に、住宅への入居について斡旋する連絡をいたします。

なお、次回の公募が開始されるまで、キャンセル（空家）が生じなかった場合は、斡旋するための登録順位は消滅しますので、市営住宅への入居を希望される場合は、改めて次回の入居の申込手続きをお願いいたします。

（注意）仮当選を放棄、又は斡旋の辞退をすると、住宅困窮者では無い方と認定し、一年間申込みできなくなります。

7 入居申込みから入居までの流れについて



8 留意事項

一般公募については、被災世帯に設けられていた入居要件の緩和がなく既存の市営住宅と同様になることから次の点に留意が必要となります。

<市営住宅入居要件等>

一般公募に際しては、所得要件、同居要件、市税納付要件等があります。

また、入居にあたっては**連帯保証人が1人必要**となります。

項 目	市営住宅（一般公募）
(1) 住宅困窮要件	持家がない等
(2) 所得要件	世帯の政令月収 158,000 円以下 ※裁量階層世帯は 214,000 円以下
(3) 同居要件	基本的に同居親族あり
(4) 市税納付要件	市税等を完納していること
(5) 非暴力団要件	入居者全員が暴力団でないこと
(6) 東日本大震災家賃低減	なし
(7) 敷金	家賃の3か月分

※裁量階層世帯とは：高齢者世帯、子育て世帯、障害者等のいる世帯（7ページ参照）

9 単身入居の要件について

市営住宅の入居にあたっては、同居要件が必要となりますが、自立した生活を営めることを前提に、下記要件を満たし、特に住居の安定を図る必要があると認められる場合については、単身での申込みが可能です。

～単身要件～

- ・ 申し込み時点で満 60 歳以上の方
- ・ 身体障害者手帳 1 級から 4 級の交付を受けている方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級から 2 級の交付を受けている方
- ・ 療育手帳 A 又は B 判定の交付を受けている方
- ・ 生活保護を受けている方、又は中国残留邦人等の支給給付を受けている方
- ・ 戦傷病者手帳の、障害の程度が特別項症から第 6 項症まで、又は第 1 款症の交付を受けている方
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に規定する DV 被害者
- ・ 原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方
- ・ 海外からの引揚後 5 年未満の方
- ・ ハンセン病療養所入所者等の方

10 市営住宅入居後の取り扱い

入居後、毎年申告していただく収入額が一定以上の額になると、①収入超過者
②高額所得者として認定され、次のような取り扱いとなります。

- ① 収入超過者・・・引き続き 3 年以上入居し、政令月収が 158,000 円を超える世帯。
住宅の明渡しの努力義務が生じ、通常の家賃に割増賃料が加算されます。
- ② 高額所得者・・・引き続き 5 年以上入居し、最近 2 年連続して政令月収が 313,000 円を超える世帯。住宅の明渡し請求の対象となり、家賃については近傍同種家賃（民間の同規模賃貸住宅の家賃相当額）となります。

申込みの手順について

1. あなたの**家族構成**（申込世帯の状況）を確認します。



2. 6ページの「**申込資格フローチャート（あなたは申込資格がありますか？）**」において、あなたの「申込世帯の状況」が申込資格要件の範囲内か確認します。



3. 13ページの「**特殊な事情等がある場合**」において、あなたの「申込世帯の状況」が申込資格要件の範囲内か確認します。



4. 8ページの「**月額所得の算出について**」をご覧になり、あなたの月額所得が所得基準額の範囲内かどうか確認します。



5. 確認後、申込みできる方は、同封の「**東松島市営住宅入居申込書**」を準備します。



6. 15ページの「**申込用紙の記入例**」をご覧になり黒のボールペンでていねいに記入していきます。※消せるボールペンは使用しないでください。

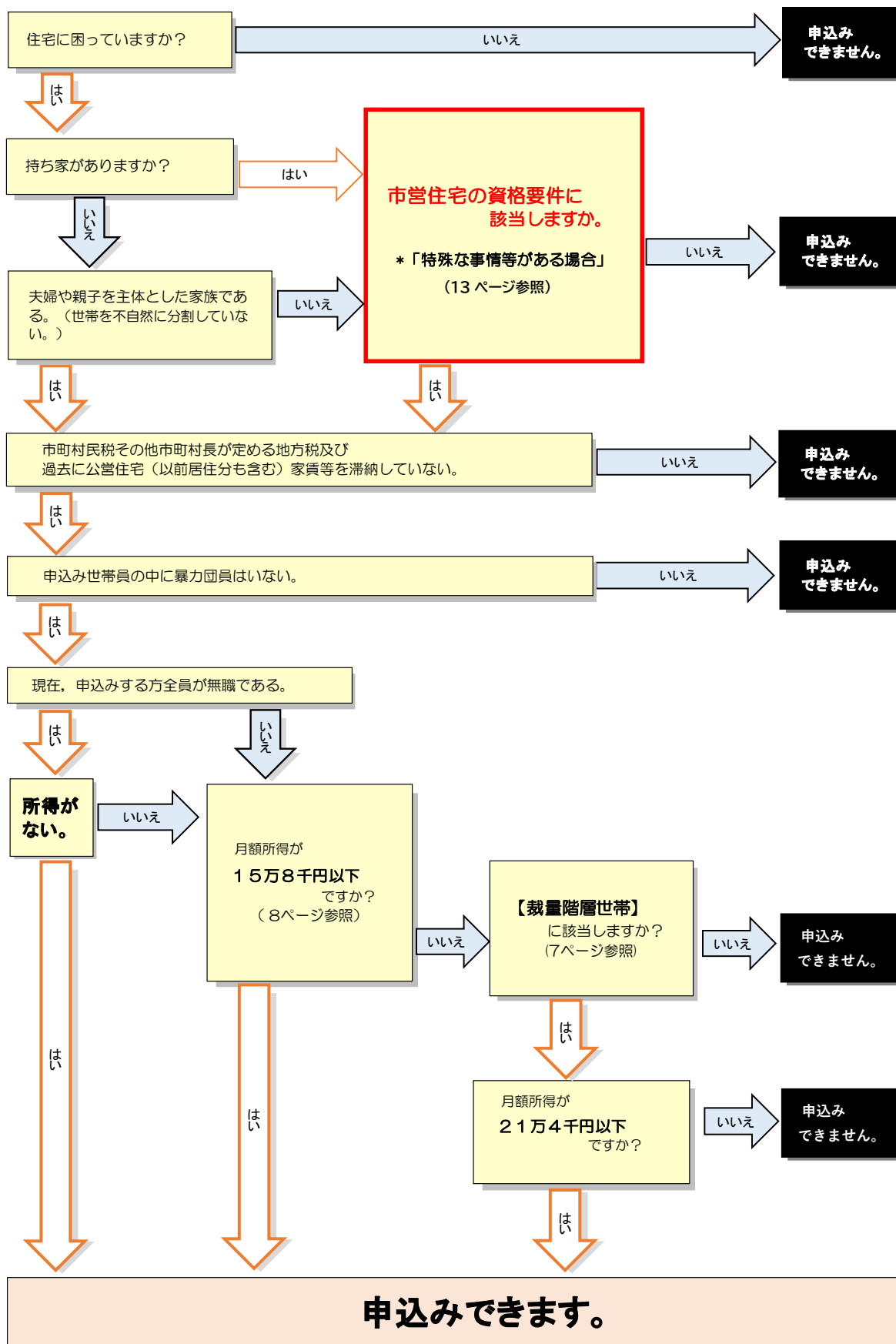


7. あなたの世帯が「**抽選に際しての優遇措置**」に該当するか 14 ページで確認してください。（該当する場合は、必ず申込用紙に ☒ チェックを付けてください。）



8. 受付期間中にセンター窓口申込書を提出、または切手を貼って郵送してください。抽選優遇資格者は申込書の他にその旨が分かる書類の写しが必要です。

申込資格フローチャート（あなたは申込資格がありますか？）



市営住宅の資格要件

市営住宅の資格(所得基準)確認

市営住宅に申込みをする場合には、
「直近年の控除後の月額所得が15万8千円以下」
でなければ申込みできません。

控除後の月額所得
は、8～12 ページの
「月額所得の算出に
ついて」で計算しま
す。

しかし、裁量階層世帯の場合は「入居所得基準額」が
緩和されます。

裁量階層世帯・・・次の世帯については、21万4千円以下で申し込めます。

1 高齢者世帯

- (1) 満60歳以上の単身の方
- (2) 満60歳以上の方で構成された世帯
(18歳未満の方を含んでも良い)

2 子育て世帯

- (1) 小学校就学前の子供がいる世帯

3 障害のある方等を含む世帯

- (1) 障害のある方がいる世帯
 - ①身体障害者手帳(1～4級)の交付を受けている方
 - ②精神障害者保健福祉手帳(1～2級)の交付を受けている方
 - ③療育手帳(A・B判定)の交付を受けている方
- (2) その他
 - ①戦傷病者 ②原子爆弾被爆者 ③5年以内の引揚者 ④ハンセン病療養所入所者



収入分位と家賃のランク・・・公営住宅の家賃は月額所得に応じて決定されます。

階 層	月額所得(通常の公営住宅)	収入分位	家賃ランク
一般階層 (裁量階層以外の世帯)	0 円 ～ 104,000 円	1	A
	104,001 円 ～ 123,000 円	2	B
	123,001 円 ～ 139,000 円	3	C
	139,001 円 ～ 158,000 円	4	D
裁量階層	158,001 円 ～ 186,000 円	5	E
	186,001 円 ～ 214,000 円	6	F

月額所得の算出について

入居申込みをする場合の対象となる月額所得は、入居する方全員の一年間の所得(賞与を含む)の合計から公営住宅法上の控除を行った額を12ヶ月で割ることにより得られます。
あなたの世帯の現在の収入を確認し、以下のStep1からStep3の月額所得計算方法により計算してください。

Step1 入居世帯の所得(年額)を計算する。

給与収入の方	給料・俸給・賃金・賞与等の支給された金額(残業手当・家族手当・皆勤手当等も含む。)
年金収入の方	厚生年金・共済年金・国民年金等の課税対象となる年金又は恩給の支給された金額
事業収入等の方 (給与・年金以外)	事業所得・配当所得・不動産所得等の所得(収入から必要経費を差し引いたもの。) 保険の外交・個人(企業)年金の給付金など
注意!! 計算の対象と ならない収入	1 遺族年金・障害年金・生活保護の各扶助費・非課税の通勤手当額・求職者給付金(失業保険) 児童扶養手当・子ども手当などの課税対象とならない収入 2 入居契約日前までに退職する場合の収入 3 入居資格審査日の時点で、支給額が1か月に満たない収入は「0円」とみなします。

計算してみましょう。

	給与収入の方	年金収入の方	事業収入等の方 (給与・年金以外)	合 計
申込者本人の所得	円	円	円	円
同居親族(A)さんの所得	円	円	円	円
同居親族(B)さんの所得	円	円	円	円
同居親族(C)さんの所得	円	円	円	円
合 計	円	円	円	① 円

Step2 控除額(世帯の状況)を計算する。

控除の種類	控除の内容	控除する金額
1人につき		
a 親族控除	同居する親族(申込本人は除く)及び遠隔地扶養親族	38万円 × () 人 = 円
親族控除の他に対象者1人につき		
b 特定扶養親族控除	扶養親族(配偶者は除く)及び遠隔地扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満で、合計所得金額が58万円以下の方	25万円 × () 人 = 円
c 障害者控除	障害者手帳(身体・精神・療育)の交付がされている方 ※特別障害者控除対象者除く	27万円 × () 人 = 円
d 特別障害者控除	重度の障害のある方 (身体1・2級、精神1級、療育A判定の手帳をお持ちの方)	40万円 × () 人 = 円
e ひとり親控除	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない一定の方※1で、生計を一にする子※2がいる方で、その親本人の合計所得金額が500万円以下である方 ※1 配偶者の生死が明らかでない一定の方としてどのような場合が認められるのかについては、別途お問い合わせください。 ※2 この場合の子は合計所得金額が58万円以下で、他の方の同一生計配偶者や扶養親族となっていない方に限られます(子供の年齢に制限はありません)	35万円 × () 人 = 円 ※「h 振替基礎控除」の控除後の所得が35万円未満のときはその金額
f 寡婦控除	次の①または②のいずれかに当てはまる方でひとり親控除の対象ではない方 ① 夫と離婚した後婚姻をしていない方で、扶養親族があり、合計所得金額500万円以下の方 ② 夫と死別した後婚姻をしていない方または夫の生死が明らかでない一定の方※1で、合計所得金額が500万円以下の方 ※1 夫または妻の生死が明らかでない一定の方としてどのような場合が認められるのかについては、別途お問い合わせください。	27万円 × () 人 = 円 ※「h 振替基礎控除」の控除後の所得が27万円未満のときはその金額
g 老人扶養控除 老人配偶者控除	満70歳以上の同一生計配偶者あるいは扶養親族で、合計所得金額が58万円以下の方	10万円 × () 人 = 円
h 振替基礎控除	給与所得または公的年金に係る雑所得を有する方	10万円 × () 人 = 円 ※給与所得等が10万円未満のときはその金額
合 計 (a+b+c+d+e+f+g+h)		② 円

Step3 月額所得を計算する。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{世帯所得の合計} \\ \hline \text{① 円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額の合計} \\ \hline \text{② 円} \\ \hline \end{array} \right) \div 12\text{ヶ月} = \begin{array}{|c|} \hline \text{月 額 所 得} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

所得計算の方法

給与収入の方 ●現在の勤務先(パート・アルバイトを含みます)にいつから勤めていますか?

現在の勤務先に 令和 6 年 12 月
以前に就職し、現在まで勤務して
いるとき。

現在の勤務先に 令和 7 年 1 月
以降に就職し、現在まで勤務して
いるとき。

●勤務先発行の令和 7 年分源泉徴収票

①

令和7年分 給与所得の源泉徴収票

支払 る者	住所又は居所			氏名	(受給者番号)			
				フリガナ				
				役職名				
種別		支払金額	給与所得控除後の金額		所得控除の合計額		源泉徴収税額	
		円	円	円		円		円
		千	千	千		千		千
		円	円	円		円		円
		千	千	千		千		千
		円	円	円		円		円
		千	千	千		千		千
		円	円	円		円		円
		千	千	千		千		千
		円	円	円		円		円
		千	千	千		千		千
		円	円	円		円		円
		千	千	千		千		千
		円	円	円		円		円
		千	千	千		千		千
		円	円	円		円		円
		千	千	千		千		千
		円	円	円		円		円
		千	千	千		千		千
		円	円	円		円		円
		千	千	千		千		千
		円	円	円		円		円
		千	千	千		千		千
		円	円	円		円		円
		千	千	千		千		千
		円	円	円		円		円
		千	千	千		千		千
		円	円	円		円		円
		千	千	千		千		千
		円	円	円		円		円
		千	千	千		千		千
		円	円	円		円		円
		千	千	千		千		千
		円	円	円		円		円
		千	千	千		千		千
		円	円	円		円		円
		千	千	千		千		千
		円	円	円		円		円
		千	千	千		千		千
		円	円	円		円		円
		千	千	千		千		千
		円	円	円		円		円
		千	千	千		千		千
		円						

円 (1年間の所得)

→ 8ページ所得へ(給与収入の方)

●市町村発行の令和 7 年分総所得額を記載してある証明書(②③いずれかで確認してください。)

②

令和 8 年度(令和 7 年分) 市・県民税課税証明書

住所
氏名

賦課年度	令和 8 年度(令和 7 年分)	雑損控除額	円	市県民税	所得割額	円
所得 公的年金等	給与 収入金額	*****円			均等割額	円
	所得金額	*****円			所得割額	円
	収入金額	円		市県民税	均等割額	円
	所得金額	円			年税額	円
		雑損控除額	円		扶養人数	人

円 (1年間の所得)

→ 8ページ所得へ(給与収入の方)

③

令和 8 年度 給与所得等に係る市・民税・県・民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与と収入 給与と所得 その他の所得計		主たる給与と 以外での合算 所得区分		課税標準		課税標準	
	※※※※※※※※※※		所得区分	所得金額①	※※※※※※※※※※	課税標準	課税標準	
所得 控 除	雑損		障害・寡・勤			総所得③		
	医療費		配偶者			分離短期譲渡		
	社会保険料		配偶者特別			分離長期譲渡		
	小規模企業共済		扶養			山林所得		
	生命保険料		基礎			株式等の譲渡		
地震保険料		所得控除合計②				先物取引		

円 (1年間の所得)

→ 8ページ所得へ(給与収入の方)

●勤務先発行の給与等支払証明書

[illegible]

この用紙は仮当選後申込者に郵送します

計算での注意

- ・金額のなかで1か月分に満たない月は除いて計算してください。
- ・通勤手当等の非課税分は計算にいません。

募集の前月が
最後の月になります。

記入してある月数です。

(賞与)

(年間給与収入金額)

次に年間給与収入金額から
年間給与所得金額を
計算します。

※ 年間給与収入金額から、年間総所得金額を計算する方法			
給与の収入金額 A		給与所得の金額	
1円以上	650,999円以下	0 円	
651,000円以上	1,899,999円以下	A - 650,000 円	
1,900,000円以上	3,599,999円以下	$A \div 4$ (千円未満切捨て) = B ,000 円	B $B \times 2.8 - 80,000$ 円
3,600,000円以上	6,599,999円以下	$A \div 4$ (千円未満切捨て) = B ,000 円	B $B \times 3.2 - 440,000$ 円
6,600,000円以上	8,499,999円以下	(A) × 90% - 1,100,000 円	
8,500,000円以上		(A) - 1,950,000 円	

円 (1年間の所得)

→ 8ページ所得へ(給与収入の方)

事業収入の方 ●現在の事業をいつから始めましたか？

令和6年12月以前から事業を始めた場合。

令和7年1月以降に事業を始めた場合。

●令和7年分の所得税の確定申告の控

所得金額	事業等	①																		
	農業	②																		
	不動産	③																		
	利子	④																		
	配当	⑤																		
	給与	⑥																		
	雑	⑦																		
	総合課税・一時 ⑧+[(③+⑦)×1/2]	⑧																		
	合計	⑨																		

円 (1年間の所得)

→ 8ページ所得へ(事業収入の方)

●収支明細書(事業所得者用)

☆収支明細書は、募集月の前月までの12か月間(12か月にならないときは今の仕事を始めてから募集月の前月までの期間)について自分で記入します。

ここに注意

- ・実績の金額ですから1円の単位まで正確に記入してください。
- ・認められる支出の項目は、確定申告において税法上必要経費として認められるものに限ります。
- ・明細書の内容について、書類を確認する場合があります。

計算での注意

- ・金額のなかで、1か月分に満たない月は除いて計算してください。
- ・事業を開始した日が最近で、まだ1か月分に満たない場合は0円として計算してください。
- ・1年間の所得で1円未満は切捨ててください。

この用紙は仮当選後申込者に郵送します

収 支 明 細 書 (事業所得者用)					
1 事業及び事業内容					
2 事業所の所在地					
3 事業開始年月日	令和	年	月	日	
〔月別収支内訳〕					
月	収 入 の 部		支 出 の 部		差引純利益 (イーロ)
	計(イ)		計(ロ)		
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
※月					
計					*****

→ ※募集の前月が最後の月になります。

記入してある月数です。

円 ÷ 月数 × 12か月 → 円 (1年間の所得)
↓
8ページ所得へ(事業収入の方)

年金収入(非課税)の方

① 障害 の名称のつく次の年金 障害基礎年金・障害厚生年金・障害年金・障害共済年金	非課税のため算定の対象にはなりません。 (収入として扱いません)
② 遺族 の名称のつく次の年金 遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族年金・遺族共済年金	
③ 母子 の名称のつく次の年金 母子年金・準母子年金	
④ そのほか次のような年金 遺児年金・寡婦年金・老齢福祉年金	

国民年金、厚生年金、共済年金、恩給を支給されている方

●いつから支給されていますか？

令和6年12月以前から
支給されている場合。

令和7年1月以降から
支給されている場合。

●公的年金等の源泉徴収票

令和7年分公的年金等の源泉徴収票

支払者 氏名	住所	
受給者 氏名		
種別	支払金額	源泉徴収額
年金	円	円
扶養親族の数 特 別 老 人 特 別 障害者 老 年 者	障害者の数 (本人以外) 特 別 老 人 特 別 障害者	社会保険料の金額 (介護保険料額)
0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	円
支払を受ける者の年金の種類		支払を受ける者の生年月日

※源泉徴収票を使用される方は右の計算式で計算してください。
※2種類以上の年金を支給されている方は、それぞれの支払金額を合計して、右の計算式で計算してください。

2か月に1度の支給金額×6

●所得算出表

受給者の年齢	この年中の公的年金等の収入金額 (A)	所得金額になおす計算式
年齢65歳以上の方	110万円以下	0円
	1,100,001円以上～330万円未満	(A) - 110万円
	330万円以上～410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5,000円
	410万円以上～770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5,000円
	770万円以上～1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5,000円
年齢65歳未満の方	60万円以下	0円
	600,001円以上～130万円未満	(A) - 60万円
	130万円以上～410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5,000円
	410万円以上～770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5,000円
	770万円以上～1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5,000円

(1年間の所得)

円

8ページ所得へ(年金収入の方)

特殊な事情等がある場合

1 現在持ち家を所有している場合

資格確認時に現在の持ち家を「売買契約書」や「登記簿謄本」等で処分したことが確認できる場合に申し込みができます。

2 これから結婚を考えている方の場合

婚姻予約書の提出ができる方であれば申し込みできます。

※入居の許可を受けた日から3か月以内に入籍することが必要です。

3 これから離婚を考えている方の場合

資格確認日前までに、次のいずれかの証明書類を提出できれば申し込みできます。

(1) 戸籍謄本（離婚が確定している場合）

(2) 裁判所発行の「事件係属証明書」（離婚訴訟等の場合）

(3) 弁護士が発行する離婚協議中の証明書

※仮当選した場合、契約日までに離婚確定の証明書類を提出できない場合は契約できません。

4 兄弟姉妹だけで申込みをする場合

申し込みできます。

5 現在、無職の方が申込みをする場合

申し込みできます。

6 他の県・市・町に住んでいる方が申込みをする場合

申し込みできます。

ただし、県営住宅、他市町村の公営住宅に現在入居している場合には、申し込みできない場合があります。

7 現在県営住宅、市営住宅に住んでいる方（契約名義人）が申込みをする場合

申し込みできません。

※原則、住宅の困窮者と見なすことができません。

ただし、同居者の方（結婚した子供夫婦）のみが世帯分離して申し込みできます。

8 現在、ペットを飼育している方が申込みをする場合

申し込みできません。

抽選に際しての優遇措置（当選率の引上げ）について

【特に居住の安定を図る必要がある世帯に対する優遇措置】

次の優遇対象世帯に対しては、抽選番号がひとつ多く割り当てられます。

（優遇対象世帯の項目に複数該当されても、抽選番号は2つになります。）

申込用紙の抽選優遇資格確認欄に☑チェックがなく、その旨がわかる書類の添付がない場合は、優遇措置を受けられません。

世帯区分		要 件	備 考
優 遇 対 象 世 帯	ひとり親世帯	戸籍上配偶者がなく、現に20歳未満の子を扶養している世帯	該当される方は、申込用紙の抽選優遇資格確認欄の該当する箇所に☑チェックを入れてください。
	障害者世帯	身体障害者手帳（1～4級）・精神障害者保健福祉手帳（1～2級）・療育手帳（A～B判定）の交付を受けている方を含む世帯	
	生活保護等受給世帯	申込日現在、次のいずれかに該当する世帯 ・生活保護を受給している世帯 ・中国残留邦人等の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている世帯	
	配偶者等からの暴力被害者	配偶者等からの暴力被害者で、婦人相談所で保護を受けているか、保護を受けた後5年を経過していない方、又は、裁判所で保護命令を受けた被害者で、保護命令がだされてから5年を経過していない方	
	戦傷病者等世帯	戦傷病者手帳の交付を受けている方（特別項症～第6項症、または第1款症）、ハンセン病療養所へ入所されている方、原子爆弾被爆者、5年未満の引揚者	

【多数回落選世帯への優遇措置】

同一申込者で10回以上落選している世帯には、抽選番号がひとつ多く割り当てられます。（したがって優遇対象世帯で10回以上落選している場合、抽選番号は最大3つになります。しかし、仮当選を放棄したり、幹旋の辞退をすると多数回落選による優遇措置は0カウントになりますのでご注意願います。）

申込用紙に落選ハガキまたは抽選会結果通知の写しを合わせて10枚添付してください。

落選された方の名簿登録

抽選で落選した方を名簿登録します。

＊ 登録順番は仮当選番号の次の番号から連番で番号を付します。

＊ 登録の有効期限は次回定期募集月の前月末日までとなります。

名簿登録の方に対して、仮当選の方が辞退した場合に名簿順に幹旋を行います。

連番制による抽選方式

名簿登録を行うため、連番制による抽選方式としています。

【募集戸数1戸に対し申込者が7名（抽選番号①②③④⑤⑥⑦）の場合】

抽選により出玉③がでた場合、仮当選者は③となり、次に④⑤⑥⑦①②の連番順で名簿登録します。

<公営住宅入居後の取扱い>

入居後、毎年申告していただく収入額が一定以上の額になると、①収入超過者②高額所得者と認定され、次のような取扱いとなります。

- ① 収入超過者：引き続き3年以上入居し、政令月収が15.8万円を超える世帯は、明渡し努力義務が生じ、通常の家賃に割増賃料が加算されます。
- ② 高額所得者：引き続き5年以上入居し、最近2年連続して政令月収が31.3万円を超える世帯は、住宅の明渡し請求の対象となり、家賃については、近傍同種家賃（最高額の家賃）となります。

東松島市長 東松島市営住宅入居申込書

住宅の入居申込で知り得た個人情報を取り扱うに当たっては、入居資格審査及び住宅の管理運営の目的以外に使用することはありません。

[illegible]

※赤枠の中のみ記入してください。

連帯保証人の限度額と退去時の原状回復義務について

◆民法改正に伴う連帯保証人の限度額について

令和 2 年 4 月 1 日から、民法の制度が変わり、連帯保証人へ極度額(保証の上限額)が設定されることになりました。

このため、市営住宅においても、令和 2 年 4 月 1 日以降の入居契約に伴う、連帯保証人には極度額が設定されます。

連帯保証人は、入居の契約から発生する債務不履行(家賃の未払いなど)を、入居者に代わって履行する責任がありますが、今までは無制限(金額の上限がない)の履行責任がありました。

令和 2 年 4 月 1 日以後の入居契約に対する連帯保証人は、極度額の範囲内で履行責任を負うことになります。

東松島市営住宅の連帯保証人の極度額は 30 万円になります。

◆退去時の原状回復義務には、通常損耗分等も含む項目があります。

(畳、襖、障子など)

令和 2 年 4 月 1 日に施行の改正民法では、入居者(賃借人)の原状回復義務から、通常の使用による損耗と経年変化が除かれることについて明記されました。

市営住宅においては、畳、襖、障子等について、これまでどおり市営住宅条例に基づき、日常生活による汚損や破損(通常摩耗)及び時間の経過による消耗(経年劣化)についても、入居者の方にご負担いただきます。

市営住宅の退去時には、畳、襖、障子等について、通常損耗及び経年劣化も含め、修理費をご負担いただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。